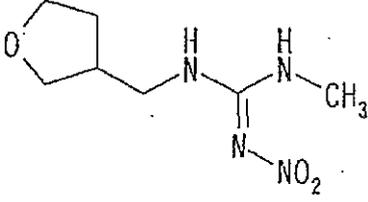


ジノテフラン (Dinotefuran)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤、動物用医薬品										
作用機構	テトラヒドロフリルメチル基を有するネオニコチノイド系殺虫剤である。主な作用機序は、神経のシナプス後膜にあるニコチン性アセチルコリン受容体に対するアゴニスト作用によるものと考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	稲/ツマグロヨコバイ、メロン/アブラムシ類 等										
我が国の登録状況	稲、メロン等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。農薬としては、米国、カナダ、欧州連合（EU）、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてばれいしょ、ぶどう等に残留基準値が設定されている。動物用医薬品としては、食用動物への直接の使用は認められていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量（ADI） 0.22 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験（イヌ・混餌） 無毒性量 22 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：ジノテフランとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="561 1541 1407 1803"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>18.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>34.0</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>14.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>19.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量（Theoretical Maximum Daily Intake）</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	18.4	幼小児（1～6歳）	34.0	妊婦	14.5	高齢者（65歳以上）	19.3
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	18.4										
幼小児（1～6歳）	34.0										
妊婦	14.5										
高齢者（65歳以上）	19.3										
意見聴取の状況	平成23年6月13日～平成23年7月12日 パブリックコメント実施										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	2	2	○			0.74(#),0.54(#)
大豆	0.1	0.1	○			0.006,0.014(\$)
ばれいしょ	0.2	0.2	○			0.03(#,\$),0.02(#)
かんしょ	0.1		申			<0.02,<0.02
てんさい	0.2	0.2	○			0.04(#,\$),<0.01(#)
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.5	0.5	○			0.08(#),0.12(#,\$)
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	10	3	○・申			4.12(#),1.99(#)
かぶ類の根	0.5	0.5	○			0.10(#),0.15(#)
かぶ類の葉	5	5	○			2.08(#),2.82(#)
クレソン	5	5	○			
はくさい	2	1.4	○			0.54(\$),0.38
キャベツ	2	2	○			0.820,0.913
芽キャベツ	1	1.4				
ケール	10	5	○・申			みずな参照
こまつな	10	5	○・申			3.85(\$),1.36
きょうな	10	3	○・申			4.06,3.22(みずな)
チンゲンサイ	10	10	○・申			3.92(#,\$),2.02(#)
カリフラワー	2	2				
ブロッコリー	2	2	○			0.64(\$),0.14
その他のあぶらな科野菜	10	5	○・申			4.24,2.90(オータムポエム)
アーティチョーク	5	5				
チコリ	5	5				
エンダイブ	5	5				
しゅんぎく	20	20	○			7.5(#),12.7(#)
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	25	5	○・申			16.0(#,\$),5.21(#)(サラダ菜)
その他のきく科野菜	5	5	○			2.0,1.3(食用ぎく)
ねぎ(リーキを含む。)	15	5	○・申			8.04(根深ねぎ)
にら	10		申			5.20,2.44
アスパラガス	0.5		申			0.13,0.08
その他のゆり科野菜	0.7	0.7	○			0.26(#),0.18(#)(らっきょう)
にんじん	1	0.7	○・申			0.38(\$),0.20
パセリ	5	5				
セロリ	5	5	○			1.82(#),0.98(#)
みつば	5	5				
その他のせり科野菜	5	5	○			1.7,0.04(せり)
トマト	2	2	○			0.58(#),0.43(#)
ピーマン	3	3	○			1.18(\$),0.431
なす	2	2	○			0.26,0.50(\$)
その他のなす科野菜	5	5	○			1.8(#),1.6(#)(とうがらし)
きゅうり(ガーキンを含む。)	2	2	○			0.43,0.52(\$)/0.65(#),0.38(#)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	2	0.5	○・申			きゅうり参照
しろりり	2	2	○			
すいか	0.5	0.5	○			0.20(#),0.13(#)
メロン類果実	1	1	○			0.47(#),0.26(#)
まくわうり	0.5	0.5	○			0.10,0.19
その他のうり科野菜	10	2	○・申			4.00(\$),1.14(きゅうり(葉))
ほうれんそう	15	15	○			9.33(#),7.10(#)
オクラ	2	2	○			0.46(#),0.56(#)
未成熟えんどう	5	5	○			2.49(#),1.17(#)
えだまめ	2	2	○			0.534(#),0.678(#)
その他の野菜	25	5	○・申			15.5(\$),12.3(えごま(葉))
みかん	2	2	○・申			0.79,0.64
なつみかんの果実全体	5	1	○・申			1.18(#),1.90
レモン	10	3	○・申			すだち参照
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	10	3	○・申			すだち参照
グレープフルーツ	10	3	○・申			すだち参照
ライム	10	3	○・申			すだち参照
その他のかんきつ類果実	10	3	○・申			4.66(すだち)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
りんご	0.5	0.5	○			0.276(#),0.187(#)
日本なし	1	1	○			0.736(#),0.454(#)
西洋なし	1	1	○			
びわ	1		申			0.36(\$),0.18
もも	3	3	○			1.03(#),0.54(#)
ネクタリン	2	2	○			0.93,0.86
あんず(アプリコットを含む。)	5	5	○・申			ウメ参照
すもも(ブルーベリーを含む。)	0.7	0.5	○・申			0.22(#,\$),0.18(#)
うめ	5	5	○・申			1.36,1.94
おうとう(チェリーを含む。)	10	10	○			2.03(#),5.05(#)
いちご	2	2	○			0.61(\$),0.039
ぶどう	15	10	○・申			7.8(小粒種)
かき	2	2	○			0.50(#),0.70(#)
キウイ	0.5		申			0.20,0.10
マンゴー	1	1	○			0.34,0.32
その他の果実	0.7	0.7	○			
綿実	0.4	0.4				
茶	25	25	○			9.10,19.1(\$)
みかんの果皮		10	○			
その他のスパイス(みかんの果皮を除く。)		5	○			
その他のスパイス	10		○・申			5.96,4.64(みかん(果皮))
その他のハーブ	25	5	○・申			15.5(\$),12.3(えごま(葉))
牛の筋肉	0.05	0.05			0.05 ¹ アメカ	
豚の筋肉	0.05	0.05			0.05 ¹ アメカ	
羊の筋肉	0.05	0.05			0.05 ¹ アメカ	
馬の筋肉	0.05	0.05			0.05 ¹ アメカ	
山羊の筋肉	0.05	0.05			0.05 ¹ アメカ	
牛の脂肪	0.05	0.05			0.05 ¹ アメカ	
豚の脂肪	0.05	0.05			0.05 ¹ アメカ	
羊の脂肪	0.05	0.05			0.05 ¹ アメカ	
馬の脂肪	0.05	0.05			0.05 ¹ アメカ	
山羊の脂肪	0.05	0.05			0.05 ¹ アメカ	
牛の肝臓	0.05	0.05			0.05 ¹ アメカ	
豚の肝臓	0.05	0.05			0.05 ¹ アメカ	
羊の肝臓	0.05	0.05			0.05 ¹ アメカ	
馬の肝臓	0.05	0.05			0.05 ¹ アメカ	
山羊の肝臓	0.05	0.05			0.05 ¹ アメカ	
牛の腎臓	0.05	0.05			0.05 ¹ アメカ	
豚の腎臓	0.05	0.05			0.05 ¹ アメカ	
羊の腎臓	0.05	0.05			0.05 ¹ アメカ	
馬の腎臓	0.05	0.05			0.05 ¹ アメカ	
山羊の腎臓	0.05	0.05			0.05 ¹ アメカ	
牛の食用部分	0.05	0.05			0.05 ¹ アメカ	
豚の食用部分	0.05	0.05			0.05 ¹ アメカ	
羊の食用部分	0.05	0.05			0.05 ¹ アメカ	
馬の食用部分	0.05	0.05			0.05 ¹ アメカ	
山羊の食用部分	0.05	0.05			0.05 ¹ アメカ	
乳	0.05	0.05			0.05 ¹ アメカ	

本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案については、太枠で囲んで示した。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

ジノテフラン

食品名	残留基準値
	ppm
米(玄米をいう。)	2
大豆	0.1
ばれいしょ	0.2
かんしょ	0.1
てんさい	0.2
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.5
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	10
かぶ類の根	0.5
かぶ類の葉	5
クレソン	5
はくさい	2
キャベツ	2
芽キャベツ	1
ケール	10
こまつな	10
きょうな	10
チンゲンサイ	10
カリフラワー	2
ブロッコリー	2
その他のあぶらな科野菜 ^{注1)}	10
アーティチョーク	5
チコリ	5
エンダイブ	5
しゅんぎく	20
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	25
その他のきく科野菜 ^{注2)}	5
ねぎ(リーキを含む。)	15
にら	10
アスパラガス	0.5
その他のゆり科野菜 ^{注3)}	0.7
にんじん	1
パセリ	5
セロリ	5
みつば	5
その他のせり科野菜 ^{注4)}	5
トマト	2
ピーマン	3
なす	2
その他のなす科野菜 ^{注5)}	5
きゅうり(ガーキンを含む。)	2
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	2
しろり	2
すいか	0.5
メロン類果実	1
まくわうり	0.5
その他のうり科野菜 ^{注6)}	10
ほうれんそう	15
オクラ	2
未成熟えんどう	5
えだまめ	2
その他の野菜 ^{注7)}	25

注1)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注2)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注3)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注4)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注5)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注6)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注7)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たげのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

食品名	残留基準値	
	ppm	
みかん		2
なつみかんの果実全体		5
レモン		10
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		10
グレープフルーツ		10
ライム		10
その他のかんきつ類果実 ^{注8)}		10
りんご	0.5	
日本なし	1	
西洋なし	1	
びわ	1	
もも	3	
ネクタリン	2	
あんず(アピコトを含む。)	5	
すもも(プルーンを含む。)	0.7	
うめ	5	
おうとう(チェリーを含む。)	10	
いちご	2	
ぶどう	15	
かき	2	
キウイ	0.5	
マンゴー	1	
その他の果実 ^{注9)}	0.7	
綿実	0.4	
茶	25	
その他のスパイス ^{注10)}	10	
その他のハーブ ^{注11)}	25	
牛の筋肉	0.05	
豚の筋肉	0.05	
羊の筋肉	0.05	
馬の筋肉	0.05	
山羊の筋肉	0.05	
牛の脂肪	0.05	
豚の脂肪	0.05	
羊の脂肪	0.05	
馬の脂肪	0.05	
山羊の脂肪	0.05	
牛の肝臓	0.05	
豚の肝臓	0.05	
羊の肝臓	0.05	
馬の肝臓	0.05	
山羊の肝臓	0.05	
牛の腎臓	0.05	
豚の腎臓	0.05	
羊の腎臓	0.05	
馬の腎臓	0.05	
山羊の腎臓	0.05	
牛の食用部分 ^{注12)}	0.05	
豚の食用部分	0.05	
羊の食用部分	0.05	
馬の食用部分	0.05	
山羊の食用部分	0.05	
乳	0.05	

注8)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

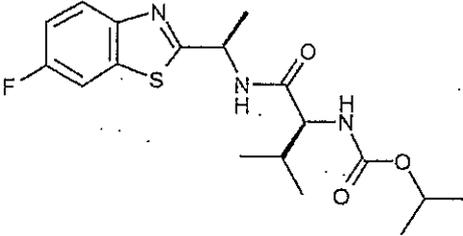
注9)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注10)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注11)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注12)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

ベンチアバリカルブイソプロピル (Benthiavali carb-isopropyl)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	アミノ酸アミドカルバメート系殺菌剤である。ホスファチジルエタノールアミン N-メチルトランスフェラーゼの活性を特異的に低下させて細胞膜主要構成成分であるホスファチジルコリンの生合成を阻害することにより、殺菌作用を示す。										
適用作物/適用病害虫等	きゅうり/べと病、トマト/疫病 等										
我が国の登録状況	きゅうり、トマト等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。農薬としては、米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてトマト及びぶどうに、EUにおいてはばれいしょ、トマト等に残留基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.069mg/kg 体重/day [設定根拠] 2世代 繁殖試験 (ラット・混餌) 無毒性量 6.9 mg/kg 体重/day 安全係数 100 遺伝毒性試験: <i>in vitro</i> 試験 (+/-) <i>in vivo</i> 試験 (-)										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: ベンチアバリカルブイソプロピルとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="558 1556 1396 1814"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>4.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>7.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>3.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>3.9</td> </tr> </tbody> </table> TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	4.1	幼小児 (1~6 歳)	7.1	妊婦	3.1	高齢者 (65 歳以上)	3.9
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	4.1										
幼小児 (1~6 歳)	7.1										
妊婦	3.1										
高齢者 (65 歳以上)	3.9										
意見聴取の状況	平成 23 年 6 月 13 日~平成 23 年 7 月 12 日 パブリックコメント実施										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
大豆	0.05	0.05	○			<0.01(#), <0.01(#)
ばれいしょ	0.02	0.02	○			<0.005, 0.006
はくさい	2	2	○			0.595(\$), 0.026
キャベツ	0.05	0.05	○			<0.01(#), <0.01(#)
たまねぎ	0.02	0.02	○			<0.005, <0.005
ねぎ(リーキを含む。)	0.7	0.7	○			0.16(#), 0.21(#, \$)
アスパラガス	0.3		申			0.08, 0.05
トマト	2	2	○			0.154, 0.365(トマト)
なす	2	2	○			0.71, 0.50(ミニトマト) 0.24(#), 0.72(#, \$)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	0.5	○			0.075, 0.149
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3		申			0.02, 0.06(\$)
すいか	0.05		申			<0.01, <0.01
メロン類果実	0.05	0.05	○			<0.01(#), <0.01(#)
ぶどう	2	2	○			0.840, 0.774

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

トマトは品種の相違による偏差を考慮し、作物残留量の高いミニトマトの作物残留試験成績を基準値策定の根拠とした。

答申(案)

(別紙2)

ベンチアバリカルブイソプロピル

食品名	残留基準値
	ppm
大豆	0.05
ばれいしょ	0.02
はくさい	2
キャベツ	0.05
たまねぎ	0.02
ねぎ(リーキを含む。)	0.7
アスパラガス	0.3
トマト	2
なす	2
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3
すいか	0.05
メロン類果実	0.05
ぶどう	2

トルフェンピラド (Tolfenpyrad)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬／殺虫・殺ダニ剤										
作用機構	ピラゾール環を有する殺虫・殺ダニ剤である。作用機構はミトコンドリアにおける電子伝達系の阻害によるものと考えられている。殺虫効果の他に、うどんこ病、さび病などの病害に対しても効果を示す。										
適用作物／適用病害虫等	キャベツ／ハイマダラノメイガ、レタス／アブラムシ類 等										
我が国の登録状況	キャベツ、レタス等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合（EU）、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、全ての国または地域において、基準値は設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>許容一日摂取量（ADI） 0.0056 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 2年間 慢性毒性／発がん性併合試験（ラット・混餌）</p> <p>無毒性量 0.56 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p> <p>遺伝毒性試験： <i>in vitro</i> 試験（+/-） <i>in vivo</i> 試験（-）</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：トルフェンピラドとする。										
暴露評価	<p>EDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>37.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>57.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>30.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>39.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI：推定一日摂取量（Estimated Daily Intake）</p>		EDI/ADI (%)	国民平均	37.6	幼小児（1～6歳）	57.4	妊婦	30.7	高齢者（65歳以上）	39.4
	EDI/ADI (%)										
国民平均	37.6										
幼小児（1～6歳）	57.4										
妊婦	30.7										
高齢者（65歳以上）	39.4										
意見聴取の状況	今後、パブリックコメントを実施予定										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ばれいしょ	0.05		申			<0.01(#), <0.01(#)
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.2	0.2	○			0.03, 0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	10	10	○			5.28(\$), 1.88/2.32
かぶ類の根	1	1	○			0.25, 0.22
かぶ類の葉	25	25	○			12.5, 19.6
はくさい	2	0.5	○・申			0.13, 0.14/0.222, 0.519(\$)
キャベツ	0.3	0.3	○			0.03, 0.08
ブロッコリー	1	1	○			0.43, 0.48
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	10	10	○			0.90, 1.94(レタス)/0.62, 1.06/5.38(\$)(リーフレタス/2.30, 1.52(サラダ菜))
ねぎ(リーキを含む。)	5	5	○			1.72(\$), 1.04
にんにく	0.05		申			<0.01, <0.01
にら	10		申			4.24(\$), 1.13
アスパラガス	0.7		申			0.29(\$), 0.10
セロリ	3		申			1.00, 1.43
トマト	2	2	○			0.48, 0.34/0.42, 0.73(#)(トマト) 0.5, 1.1/0.418, 0.514/0.97, 0.63(ミニトマト)
ピーマン	3	3	○			1.38(\$), 0.52
なす	2	2	○			0.54, 0.67
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	1	○			0.28, 0.24/0.12
すいか	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01
その他のうり科野菜	0.2		申			0.03, 0.04(にがうり)
未成熟えんどう	2	2	○			0.76(\$), 0.13
みかん	0.1	0.1	○			<0.01, 0.03(\$)
なつみかんの果実全体	3	3	○			1.02(\$), 0.57
レモン	3	3	○			なつみかん参照
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	3	3	○			なつみかん参照
グレープフルーツ	3	3	○			なつみかん参照
ライム	3	3	○			なつみかん参照
その他のかんきつ類果実	3	3	○			0.51(ゆず)0.55(かぼす)
日本なし	2	2	○			0.63, 0.92
西洋なし	2	2	○			日本なし参照
もも	0.2	0.2	○			0.04, 0.03
ネクタリン	5	5	○			0.89, 1.52(\$)
すもも(プルーンを含む。)	2		申			0.70(\$), 0.28
いちご	3		申			1.18, 0.86
茶	20	20	○			7.06, 4.34/13.8(\$), 4.44
その他のスパイス	15	15	○			3.98, 7.09(\$)/4.07, 2.90(みかんの果皮)

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

トルフェンピラド

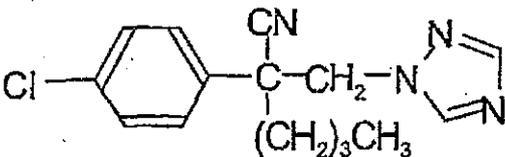
食品名	残留基準値
	ppm
ばれいしょ	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.2
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	10
かぶ類の根	1
かぶ類の葉	25
はくさい	2
キャベツ	0.3
ブロッコリー	1
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	10
ねぎ(リーキを含む。)	5
にんにく	0.05
にら	10
アスパラガス	0.7
セロリ	3
トマト	2
ピーマン	3
なす	2
きゅうり(ガーキンを含む。)	1
すいか	0.05
その他のうり科野菜 ^{注1)}	0.2
未成熟えんどう	2
みかん	0.1
なつみかんの果実全体	3
レモン	3
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	3
グレープフルーツ	3
ライム	3
その他のかんきつ類果実 ^{注2)}	3
日本なし	2
西洋なし	2
もも	0.2
ネクタリン	5
すもも(プルーンを含む。)	2
いちご	3
茶	20
その他のスパイス ^{注3)}	15

注1)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろりり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注2)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注3)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

ミクロブタニル (Myclobutanil)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	トリアゾール系殺菌剤である。菌類の細胞膜を構成する主要成分であるエルゴステロールの生合成を阻害することにより菌類の生育を妨げると考えられている。										
適用作物/適用品害虫等	いちじく/さび病、おうとう/灰星病 等										
我が国の登録状況	いちじく、おうとう等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	1992年にJMPRにおける毒性評価が行われ、ADIが設定されている。国際基準は、ぶどう、仁果類、いちご、トマト等に設定されている。米国、カナダ、欧州連合(EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてりんご、ぶどう、いちご、トマト等に、カナダにおいてりんご、ぶどう等に、EUにおいてぶどう、うり類等に、オーストラリア及びニュージーランドにおいてぶどう、仁果類に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.024 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験(ラット・混餌) 無毒性量 2.49 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: ミクロブタニルとする。										
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="564 1554 1407 1814"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>39.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>78.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>35.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>41.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	39.9	幼小児(1~6歳)	78.6	妊婦	35.3	高齢者(65歳以上)	41.1
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	39.9										
幼小児(1~6歳)	78.6										
妊婦	35.3										
高齢者(65歳以上)	41.1										
意見聴取の状況	平成23年1月14日に在京大使館への説明を実施 平成23年1月27日~平成23年2月25日 パブリックコメント実施 平成23年1月31日~平成23年4月1日 WTO通報実施										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.03				
小麦	0.3	0.3				
大麦	0.5	0.5				
ライ麦		0.03				
とうもろこし		0.03				
そば		0.03				
その他の穀類		0.03				
大豆	0.3	0.05			0.25 ¹ アメリカ	[0.2090(n=1)(米国)]
小豆類		0.03				
えんどう		0.03				
そら豆		0.03				
らっかせい		0.05				
その他の豆類		0.03				
ばれいしょ		0.03				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.03				
かんしょ		0.03				
やまいも(長いもをいう。)		0.03				
こんにやくいも		0.02				
その他のいも類		0.03				
てんさい		0.03				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.03				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.03				
かぶ類の根		0.03				
かぶ類の葉		0.03				
西洋わさび		0.03				
クレソン		0.03				
はくさい	1	1.0				
キャベツ		0.03				
芽キャベツ		0.03				
ケール		0.03				
こまつな		0.03				
きょうな		0.03				
チンゲンサイ	1	1.0				
カリフラワー		0.03				
ブロッコリー		0.03				
その他のあぶらな科野菜	1	1.0				
ごぼう	1	1.0				
サルシフィー	1	1.0				
アーティチョーク	1	1.0				
チコリ	1	1.0				
エンダイブ	1	1.0				
しゅんぎく	1	1.0				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	9	0.03			9.0 ¹ アメリカ	[0.20~3.95(株)(n=7)(米 国)]
その他のきく科野菜	1	1.0	○			0.48/0.46(株)(食用菊) 0.35, 0.375(ぶき)
たまねぎ	1	1.0				
ねぎ(リーキを含む。)	1	1.0	○			
にんにく	1	1.0	○			
にら	1	1.0				
アスパラガス	1	1.0				
わけぎ	1	1.0	○			
その他のゆり科野菜	1	1.0	○			
にんじん	1	1.0				
パースニップ	1	1.0				
パセリ	9	0.03			9.0 ¹ アメリカ	[米国レタス参照]
セロリ		0.03				
みつば	1	1.0				
その他のせり科野菜	1	1.0				
トマト	1	1.0	○	0.3		
ピーマン	1	1.0	○			
なす	1	1.0	○			
その他のなす科野菜	1	1.0	○			0.22, 0.25(ししとう) 0.35, 0.40(とうがらし)
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	1.0	○			

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	1	1.0	○			
しろうり	1	1.0				
すいか	1	1.0	○			
メロン類果実	1	1.0	○			
まくわうり	1	1.0				
その他のうり科野菜	1	1.0				
ほうれんそう	1	1.0				
たけのこ	1	1.0				
オクラ	1	1.0				
しょうが		0.03				
未成熟えんどう	1	1.0	○			
未成熟いんげん	1	1.0				
えだまめ	1	1.0				
マッシュルーム		0.02				
しいたけ		0.02				
その他のきのこ類		0.02				
その他の野菜	1	1.0	○			0.32, <0.08 (未成熟さげ) 0.16, 0.50 (食用金魚草)
みかん		3				
なつみかんの果実全体		3				
レモン		3				
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)		3				
グレープフルーツ		3				
ライム		3				
その他のかんきつ類果実		3				
りんご	0.5	5.0	○	0.5		
日本なし	0.7	1.0	○	0.5		0.03 (#), 0.14 (#) / 0.08 (#), 0.34 (#) (\$))
西洋なし	0.7	1.0	○	0.5		【日本なし参照】
マルメロ	0.5	1.0		0.5		
びわ	1	1.0		0.5		
もも	1	1.0	○	2		
ネクタリン	2	1.0		2		
あんず (アプリコットを含む。)	2	1.0		2		
すもも (プルーンを含む。)	0.2	1.0		0.2		
うめ	2	1.0		2		
おうとう (チェリーを含む。)	2	4.0	○	2		
いちご	1	1.0	○	1		
ラズベリー	1	1.0				
ブラックベリー	1	1.0				
ブルーベリー	1	1.0				
クランベリー	1	1.0				
ハuckleベリー	1	1.0				
その他のベリー類果実	0.5	1.0		0.5		
ぶどう	1	1.0		1		
かき	1	1.0	○			
バナナ	2	2.0		2		
キウイ	1	1.0				
パパイヤ	1	1.0				
アボカド	1	1.0				
パイナップル	1	1.0				
グアバ	1	1.0				
マンゴー	1	1.0				
パッションフルーツ	1	1.0				
なつめやし	1	1.0				
その他の果実	1	1.0	○			
ひまわりの種子		0.05				
ごまの種子		0.05				
べにばなの種子		0.05				
綿実	0.02	0.04			0.02 アメリカ	【<0.01 (#) (n=1) (米国)】
なたね		0.05				
その他のオイルシード		0.05				

マイクロブタニル

食品名	残留基準値
	DDM
小麦	0.3
大麦	0.5
大豆	0.3
はくさい	1
チンゲンサイ	1
その他のあぶらな科野菜 ^{注1)}	1
ごぼう	1
サルシフィー	1
アーティチョーク	1
チョコリ	1
エンダイブ	1
しゅんぎく	1
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	9
その他のきく科野菜 ^{注2)}	1
たまねぎ	1
ねぎ(リーキを含む。)	1
にんにく	1
にら	1
アスパラガス	1
わけぎ	1
その他のゆり科野菜 ^{注3)}	1
にんじん	1
パースニップ	1
パセリ	9
みつば	1
その他のせり科野菜	1
トマト	1
ピーマン	1
なす	1
その他のなす科野菜 ^{注4)}	1
きゅうり(ガーキンを含む。)	1
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	1
しろうり	1
すいか	1
メロン類果実	1
まくわうり	1
その他のうり科野菜 ^{注5)}	1
ほうれんそう	1
たけのこ	1
オクラ	1
未成熟えんどう	.1
未成熟いんげん	1
えだまめ	1
その他の野菜 ^{注6)}	1
りんご	0.5
日本なし	0.7
西洋なし	0.7
マルメロ	0.5
びわ	1
もも	1
ネクタリン	2
あんず(アプリコットを含む。)	2
すもも(ブルーベリーを含む。)	0.2
うめ	2
おうとう(チェリーを含む。)	2
いちご	1
ラズベリー	1
ブラックベリー	1

注1) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注2) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チョコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注3) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注4) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注5) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注6) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

食品名	残留基準値
	ppm
ブルーベリー	1
クランベリー	1
ハックルベリー	1
その他のベリー類果実 ^{注7)}	0.5
ぶどう	1
かき	1
バナナ	2
キウイ	1
パパイヤ	1
アボカド	1
パイナップル	1
グアバ	1
マンゴー	1
パッションフルーツ	1
なつめやし	1
その他の果実 ^{注8)}	1
綿実	0.02
アーモンド	0.02
茶	20
ホップ	10
その他のハーブ ^{注9)}	1
牛の筋肉	0.03
豚の筋肉	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注10)} の筋肉	0.03
牛の脂肪	0.02
豚の脂肪	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.4
豚の肝臓	0.4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.4
牛の腎臓	0.07
豚の腎臓	0.07
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.07
牛の食用部分 ^{注11)}	0.4
豚の食用部分	0.4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.4
乳	0.09
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注12)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01

注7) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注8) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注9) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注10) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注11) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注12) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。